

ご存じですか…？

受動喫煙

毎年、他人のたばこの煙で
交通事故死亡者の約6倍の方が
亡くなっています！



受動喫煙により年1.5万人もの人々が
命を落としています。

受動喫煙を受けた人が受けない人に比べて病気になるリスクが何倍かを示したものです。

虚血性心疾患
(心筋梗塞等)

1.2倍
(4,459人)

脳卒中

1.3倍
(8,014人)

肺がん

1.3倍
(2,484人)

乳幼児
突然死症候群

4.7倍
(73人)

お問い合わせ

受動喫煙対策について

健康推進課受動喫煙対策室

043-245-5201

禁煙外来治療費の助成について

健康推進課健康増進班

043-245-5794

路上喫煙・ポイ捨て防止について

廃棄物対策課管理班

043-245-5067



千葉市におけるたばこのルール

病院・学校などは、

原則敷地内禁煙

● 駐車場などの屋外も敷地内に含まれます。



オフィス・商業施設・飲食店などは、

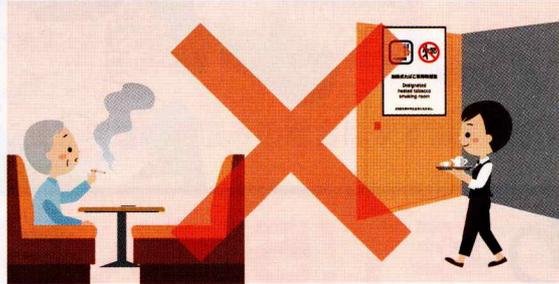
原則屋内禁煙

● 喫煙可能な店には、
出入口等に標識が
あります。

(標識の例)



● 20歳未満の方(従業員含む)は、保護者が一緒でも喫煙可能な場所には立入禁止です。



千葉市
独自!

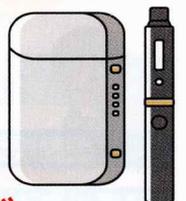
千葉市では既存の
小規模飲食店でも
従業員がいる場合は

原則屋内禁煙



⚠ 加熱式たばこなら大丈夫?

アイコス、グロー、プルーム等



加熱式たばこにも、発がん性物質をはじめ、多くの有害成分がふくまれており、紙巻きたばこと同様、規制の対象です。また、紙巻きたばこに比べて健康へのリスクが少ないという科学的根拠はありません(WHOの見解)。

なお、よく誤解されていますが、「加熱式たばこ」と「電子たばこ」は別物です。

～健康増進法と市条例～



喫煙者には
受動喫煙を生じさせない **配慮義務**

× 公共的な場所(路上、公園等)での喫煙



未成年者の保護者には
受動喫煙から守る

努力義務

千葉県
独自!



× ベランダ・庭での喫煙



※健康増進法のポイントは
厚生労働省のホームページをご確認ください。



⚠ 路上喫煙はやめましょう

路上喫煙による火傷などから歩行者の安全を守るため、「路上喫煙・ポイ捨て防止条例」を定め、
下記取締り地区内の屋外の公共の場所での路上喫煙等に対し、**2,000円の過料**を科しています。
また、取締り地区外でも路上喫煙をしないよう努めなければなりません。

<取締り地区> JR千葉駅東口地区、JR稲毛駅周辺地区、JR海浜幕張駅周辺地区、JR蘇我駅周辺地区

受動喫煙の被害にあったら「SOS情報受付窓口」へ！



WEBフォーム WEBフォームから情報入力ができます



LINE公式アカウント LINE公式アカウント「千葉市受動喫煙SOS情報受付窓口」から情報入力ができます



※ご自宅が集合住宅で受動喫煙にお悩みの場合はまずは管理会社や管理組合などへご相談ください。

「たばこをやめたい！」と思ったあなたへ

たばこをやめる方法

- 周囲のサポートを受ける** 周囲に禁煙宣言をして、配慮やサポートを積極的に受けることが効果的です。
- 禁煙補助薬を使う** 薬局で購入できるニコチンガム等でイライラを軽減しながら禁煙に取り組めます。使用にあたっては、薬剤師に相談しましょう。
- 医療機関で禁煙治療を受ける** 貼り薬等で治療を行います。保険適用の場合は、12週間で5回受診します。お近くの医療機関にご相談ください。



保険適用で禁煙治療が受けられる医療機関



千葉市があなたの禁煙を応援します！

- 禁煙サポート** 各区保健福祉センター健康課では、効果的な禁煙方法を提案し、3か月にわたって面接・電話・メール等で禁煙に取り組む方のサポートを行っています。
- 禁煙外来治療費助成** 千葉市に住民登録のある方を対象に、保険が適用される禁煙外来治療費を1万円まで助成します。**原則治療開始前の登録申請**が必要です。（電子申請も可）



問い合わせ先、対象など詳細はホームページをご確認ください。

